

公立大学法人前橋工科大学学術指導取扱規程

平成31年1月1日制定

公立大学法人前橋工科大学規程第28号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人前橋工科大学（以下「法人」という。）において実施する学術指導に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学術指導 民間事業者等外部の機関（以下「民間機関等」という。）からの依頼に基づき、法人の教員がその教育研究及び技術上の専門的知識を生かし、期間を定めて指導助言を行うことにより、民間機関等の業務又は活動を支援するものをいう。
- (2) 学術指導担当員 学術指導を行う法人の教員をいう。
- (3) 学術指導料 学術指導に要する経費として、民間機関等が法人に支払う指導料をいう。

(受入基準)

第3条 学術指導は、法人の教育研究上有意義で、かつ、本来の教育研究に支障を生ずるおそれがないと認められるものでなければならない。

(受入条件)

第4条 学術指導の受入れに当たっては、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 学術指導は、学術指導の申込みをした民間機関等が一方的に中止することはできないこと。
 - (2) 学術指導の結果、知的財産権（特許権、著作権、商標権、実用新案権、意匠権その他これらに準ずる権利及びこれらの権利を受ける権利をいう。）が生じた場合は、当該民間機関等にこれらの権利を無償で使用させ、又は譲渡することは行わないこと。
 - (3) 学術指導料により取得した設備等は、法人に帰属すること。
 - (4) 民間機関等は、原則として学術指導料を当該学術指導の開始前に納付すること。
 - (5) 納付された学術指導料は、返還しないものとする（ただし、やむを得ない事由により当該学術指導を中止したときは、学術指導料のうち不要となった額の範囲内において、その全部又は一部を返還する場合がある。）。
 - (6) やむを得ない事由により、学術指導を中止し、又はその期間を延長する場合においても、法人はその責を負わないこと。
- 2 前項各号に規定する条件は、学術指導の申込みをしようとする民間機関等（以下「申込者」という。）が国、地方公共団体その他これらに準ずる機関である場合には、双方協議の上、これを付さないことができる。

(申込み)

第5条 申込者は、学術指導申込書を理事長に提出するものとする。

2 申込者は前項の申込みに当たり、学術指導の依頼を受ける予定の学術指導担当員と指導内容、指導期間、指導実施場所、学術指導料等について、事前に相談を行うものとする。

3 申込者は、前2項の申込みに当たり、法人及び申込者相互の同意事項を記載した学術指導同意書の記載事項に同意しなければならない。

(受入れの決定)

第6条 学術指導の受入れの決定は、理事長が行う。

(受入れの通知)

第7条 理事長は、前条の規定により学術指導の受入れを決定した場合は、学術指導受入決定通知書により申込者に通知する。

2 前項の通知書には、第4条に規定する受入れの条件を記載するものとする。

(契約の締結)

第8条 理事長は、前条の規定による通知を行った後、次に掲げる事項を記載した学術指導契約書により、申込者と契約を締結するものとする。

- (1) 学術指導の名称
- (2) 学術指導料の額及び納付の時期
- (3) 学術指導の期間
- (4) 知的財産権の取扱い
- (5) 学術指導の成果の公表
- (6) 秘密の保持
- (7) その他学術指導に必要な事項

2 前項の規定に関わらず、契約金額が50万円以下の場合は、契約の締結を省略することができるものとする。

(契約の解除又は契約内容の変更等)

第9条 学術指導担当員は、学術指導契約を解除し、又は変更する必要があるときは、直ちに理事長にその旨を報告しなければならない。

2 理事長は、前項の規定による学術指導担当員からの報告に基づき、やむを得ないと認める場合は、申込者と協議の上、当該学術指導に係る契約を解除し、又は変更するものとする。

(学術指導料)

第10条 学術指導料の額は、謝金、旅費、研究支援者（当該学術指導の遂行を支援するために法人に雇用される者をいう。）の人件費、設備備品費、消耗品費その他当該学術指導に当たり直接必要な経費（以下「直接経費」という。）及び当該学術指導の遂行に関連して必要となる管理経費（以下「間接経費」という。）を合算した額とする。

2 直接経費は、学術指導担当員と申込者との事前相談の結果を参考として、法人が申込者と協議して定める額とし、当該額は、原則として指導時間1時間につき1万円以上の金額に必要な時間をかけたものとする。ただし、理事長が特に認める場合は、この限りでない。

3 間接経費は、直接経費の10パーセントに相当する額とする。第1項の規定に関わらず、次のいずれかに該当する場合は、間接経費に係る学術指導料の全部又は一部を免除

することができる。

(1) 申込者が、国、地方公共団体その他これらに準ずる機関である場合。

(2) 学術指導に対する社会的要請が強く、その成果が公益の増進に著しく寄与すると理事長が認める場合。

(学術指導料の経理)

第11条 学術指導料は、収入支出予算を通して法人が経理するものとする。

2 学術指導料の経理については、公立大学法人前橋工科大学会計規程（平成25年規程第80号）その他関係する規程の定めるところによる。

(完了の報告)

第12条 学術指導担当員は、学術指導を完了したときは、学術指導完了報告書を理事長に提出しなければならない。

(成果の公表)

第13条 学術指導による研究成果は、公表するものとする。ただし、公表の時期及び方法については、理事長と申込者との間で協議するものとする。

(知的財産権の取扱い)

第14条 学術指導における知的財産権の取扱いは、公立大学法人前橋工科大学職務発明等規程（平成25年度規程第114号）及び第8条の規定による学術指導契約書に定めるものとする。

(秘密の保持)

第15条 法人及び申込者は、双方より提供若しくは開示を受け、又は知り得た情報について、あらかじめ協議の上、非公開とする旨を第8条の学術指導契約書に定めるものとする。

(免責)

第16条 法人は、当該学術指導の内容及び結果に関し、明示又は黙示を問わず、一切の保証を行わない。

2 法人は、当該学術指導の内容及び結果により申込者に発生する損害について、一切の責を負わないものとする。

(協力者の参加および協力)

第17条 学術指導担当員が、学術指導の遂行上、学術指導担当者以外の者の参加又は協力を得ることが必要と認めた場合には、申込者の同意を得た上で、当該学術指導担当者以外の者を協力者として学術指導に参加させ、又は協力させることができる。

(書類の様式)

第18条 次に掲げる書類の様式は、別に定める。

- (1) 学術指導申込書
- (2) 学術指導同意書
- (3) 学術指導受入決定通知書
- (4) 学術指導契約書
- (5) 学術指導完了報告書

(その他)

第19条 この規程に定めるもののほか、学術指導の取扱いに関し必要な事項は、別に定

める。

附 則

この規程は、平成31年1月1日から施行する。